

ひとり親家庭学び直し支援事業のご案内

1 高等学校卒業程度認定試験合格支援制度とは？

就職・転職を有利にするため、高等学校卒業程度認定試験（高卒認定試験）の合格を目指すための講座を受講する、ひとり親家庭の親または子に受講費用の一部を補助します。補助を希望される方は、**必ず対象講座へ申込みをする前に**、旭川市役所子育て助成課の窓口で講座指定申請を行ってください。

2 対象者

次のすべての要件を満たしている必要があります。

- ▷ 旭川市に住所を有する20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の親、またはその扶養する児童
- ▷ 母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けていること。ただし、令和6年7月31日までに対象講座を受けた場合は、児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準にあること
- ▷ 高卒認定試験に合格することが、適職につくために必要であると認められること
※高校卒業者等、既に大学入学資格を取得している場合は対象外です。

3 対象講座

高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座も可）。ただし、高等学校就学支援金制度の支給対象となる場合は対象外です。（講座の紹介、斡旋などは行っておりません）

4 支給額

▷ 受講開始時給付金

対象講座の受講を開始した際に受講費用の40%を支給します。

通信制	上限は 100,000 円とし、4,000 円を超えない場合は支給されません。
通学又は通学及び通信制併用	上限は 200,000 円とし、4,000 円を超えない場合は支給されません。

▷ 受講修了時給付金

対象講座の受講を修了した際に受講費用の50%から受講開始時給付金を差し引いた額を支給します。

通信制	上限は 125,000 円とし、4,000 円を超えない場合は支給されません。
通学又は通学及び通信制併用	上限は 250,000 円とし、4,000 円を超えない場合は支給されません。

▷ 合格時給付金

受講修了時給付金を受けた方が、講座受講修了日から2年以内に高卒認定試験の全科目合格した際に、講座受講費用の10%を支給します。

通信制	上限は受講開始時給付金及び受講修了時給付金との合計で 150,000 円。
通学又は通学及び通信制併用	上限は受講開始時給付金及び受講修了時給付金との合計で 300,000 円。

5 その他

高卒認定試験の詳細については、インターネット等でお調べになるか、直接下記の担当へお問い合わせください。

●文部科学省 総合教育政策局 生涯学習推進課 TEL：03-5253-4111

ひとり親家庭学び直し支援事業のご案内

1 学士等取得支援事業とは？

ひとり親家庭の親が、高度な知識や実践スキルを獲得してキャリアアップ等を目指すため、学士等の取得を目指す場合において、大学授業料等の一部を補助します。

補助を希望される方は**必ず修学開始前に**、ひとり親家庭相談窓口（子育て助成課）で修業課程の指定申請を行ってください。

2 対象者

次のすべての要件を満たしている必要があります。

- ▷ 旭川市に住所を有する20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の親
- ▷ 母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けていること
- ▷ 学士等の学位を取得することが、適職に就くために必要であると認められること

※既に学士、修士又は博士の学位を取得している場合や、教育訓練給付金の支給対象となる場合は対象外です。

3 支給額

修学のために支払った費用（入学金及び授業料に限る。）の60%を支給します。
（上限は160万円とし、修学年数に40万円をかけた額）

4 その他

詳細については、インターネット等でお調べになるか、子育て助成課までお問い合わせください。

[お問い合わせ先]

旭川市子ども・女性・若者未来部子育て助成課

住所：〒070-8525

旭川市7条通9丁目 総合庁舎3階

電話：0166-26-1111（代表）

0166-25-9107（直通）



ASAHIKAWA
CITY